

リーディング企業育成支援事業費補助金（投資分）交付要項

（趣 旨）

第1条 知事は、リーディング企業の育成を推進するうえで重要と認められる、企業の県内における生産拡大を促進するための助成措置を講じることにより、次代の県経済を力強くけん引していくリーディング企業の更なる創出を図ることを目的に、この要項で指定する事業所を新設又は増設するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

（定 義）

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）リーディング育成企業 リーディング育成支援事業推進要綱第2条第4号に規定する企業をいう。
- （2）サブ・リーディング育成企業 リーディング育成支援事業推進要綱第2条第5号に規定する企業をいう。
- （3）セミコンダクタ、モビリティ、新エネルギー、食品・バイオ、IT・コンテンツ関連業 別表1に掲げる日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）で半導体関連、自動車関連、新エネルギー・次世代素材関連、食品・バイオ関連（医療、健康、農業等）、IT・コンテンツ関連の業種のもをいう。
- （4）一般製造業 日本標準産業分類に掲げる製造業のうち第3号に掲げる業種以外のものをいう。
- （5）事業所等 第3号及び第4号に掲げる業を営むための事業所及び工場をいう。
- （6）固定資産 事業所等に必要な地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する固定資産をいう。ただし、土地を除く。
- （7）投下固定資産額 前号の固定資産の消費税を含まない固定資産台帳の取得価額とする。
- （8）リース資産 第6号の固定資産を法人税法（昭和40年法律第34号）第64条の2第3項に規定するリース取引により導入するものをいう。
- （9）投下リース資産額 前号のリース資産における消費税を含まない固定資産台帳の取得価額をいう。
- （10）投下固定資産額等 第7号の投下固定資産額と前号の投下リース資産額の合計をいう。
- （11）新規雇用者 事業所等の稼働開始に伴い、当該事業所等に新たに従事する者（日々雇い入れられる者を除く。）をいう。
- （12）正社員 前号の新規雇用者のうち、労働基準法第14条に規定する労働契約において期間の定めのない常用従業員をいう。
- （13）非正規社員 第11号の新規雇用者のうち、前号の正社員を除く者をいう。
- （14）新設 補助対象企業が当該事業所等の敷地以外に新たに事業所等を設置すること、又は新たに当該事業所等と異なる業種の独立した事業所等を設置することをいう。
- （15）増設 補助対象企業が製造等の能力を増加させるための事業所等を設置することをいい、新設以外のものをいう。
- （16）稼働開始期日 第4条に基づく認定を受けた日又は用地を取得した日のいずれか遅い方（以下「認定等の日」という。）から、新設の場合は5年を経過する日、増設の場合は3年を経過する日のことをいう。

（補助対象企業）

第3条 補助の対象となる企業はリーディング育成企業又はサブ・リーディング育成企業（以下「リーディング育成企業等」という。）のうち、次の第1号及び第2号に定める要件を満たす事業所等を新設又は増設しようとするものとする。ただし、熊本県地場企業立地促進補助金の対象となるものを除く。

（1）セミコンダクタ、モビリティ、新エネルギー、食品・バイオ、IT・コンテンツ関連業、一般製造業を営むリーディング育成企業等で、投下固定資産額等の合計が5千万円以上で、かつ、新規雇用者が3人以上であるもの。

（2）認定等の日から稼働開始期日までに必要な固定資産の取得を終え、稼働が開始されるものであること。

ただし、天災地変（災害対策基本法第97条に規定する激甚災害）により稼働に遅れが生じた場合は、稼働開始期日を延長できるものとし、その要件は、別表2のとおりとする。

2 前項第1号の新規雇用者数の算定において、事業所等を設置した者が50%以上出資している法人等により当該事業所等の操業が行われる場合、同法人等が雇用した者を含む。

3 第1項1号の新規雇用者数の算定において、事業所等を設置した者が100%出資している法人等が雇用した者を含む。

（適用事業所の認定の申請）

第4条 知事は、新設又は増設される事業所等が前条に該当するときは、当該事業所等をこの要項を適用する事業所等（以下「適用事業所」という。）として認定する。

2 前項の規定による適用事業所の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業所等の建設工事に着手する30日前までに適用事業所認定申請書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

3 知事は、前項の申請書を受理した場合において、第1項の規定による認定をしたときは、申請者に対し、適用事業所認定書（別記第2号様式）を交付するものとする。

（適用事業所の指定の申請）

第5条 前条による適用事業所の認定を受けた申請者は、事業所等の稼働開始日の30日前までに適用事業所指定申請書（別記第3号様式）を提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理した場合において、第1項の規定による指定をしたときは、当該申請者に対し、適用事業所指定書（別記第4号様式）を交付するものとする。

（事業開始の報告）

第6条 前条第2項の適用事業所指定書の交付を受けた者は、当該適用事業所の稼働開始後10日以内に事業開始報告書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付対象経費）

第7条 補助金の交付対象となる経費は、第4条第1項の認定を受けたリーディング育成企業等が、事業所等を新設又は増設するために要した投下固定資産額等とする。なお、補助金の交付対象となる固定資産は、固定資産台帳の取得年月日が第4条第3項の適用事業所認定の日から第6条の稼働開始日までの間であるものに限る。

(補助率及び補助金の限度額)

第8条 補助対象経費に対する補助率及び補助金の限度額は、次のとおりとし、千円未満の額は切り捨てる。

業種	補助率	限度額
セミコンダクタ関連 モビリティ関連 新エネルギー関連 食品・バイオ関連 IT・コンテンツ関連	3%	6千万円
一般製造業	2%	4千万円

(補助金の交付申請)

第9条 規則第3条第1項の申請書は、別記第6号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項の添付書類は、取得した固定資産に係る固定資産台帳の写し、投下固定資産明細、従業員名簿とする。

3 第1項の申請書の提出期限は、当該適用事業所の稼働開始後1年以内とする。

(補助金の交付決定)

第10条 知事は、前条第1項の申請書を受理したときは、当該申請に係る書類及び実地検査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）するものとする。

2 前項の規定による交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第8号様式）により行うものとする。

(補助金の実績報告)

第11条 規則第13条第1項の補助金事業等実績報告書は、別記第7号様式により行うものとする。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は前条の実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類検査を行い、適当と認めるときは、補助金額を確定するものとする。

2 前項の規定による額の確定の通知は、額の確定通知書（別記第9号様式）により行うものとする。

(補助金の請求等)

第13条 規則第16条第1項の請求書は、別記第10号様式によるものとする。

2 稼働開始日における新規雇用者数が3人未満であっても、リーディング育成企業等の認定期間終了日までに3人以上の新規雇用が見込まれると認めるときは、概算払により補助金を交付することができるものとする。この場合、前項の規定にかかわらず、補助金等概算払申請書（別記第11号様式）及び補助金等概算払請求書（別記第12号様式）によるものとする。

(補助金の返還等)

第14条 知事は、適用事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 稼働開始後2年以内に事業を休止し、又は廃止したとき。

- (2) 概算払を行った場合で、第4条第3項に規定する認定事業所の認定日からリーディング育成企業の認定期間終了日までに3人以上の新規雇用を達成しないとき。
- (3) 次条に定める財産の処分を制限する期間内に、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は取り壊したとき。
- (4) その他知事が必要と認めたとき。

(財産処分の制限)

第15条 規則第21条第2項に規定する別に定める財産は、次のとおりとする。

財 産 名	財産の処分を制限する期間
第2条第8号に規定する固定資産	それぞれの減価償却資産としての耐用年数

(証拠書類の保管期間)

第16条 規則第23条に規定する別に定める期間は、取得財産等の減価償却資産としての耐用年数が経過した日までの期間とする。

(雑 則)

第17条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行日等)

- 1 この要項は、平成24年7月25日から施行する。

附 則

(施行日等)

- 1 この要項は、平成25年7月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

(施行日等)

- 1 この要項は、令和2年(2020年)4月1日から施行する。

附 則

(施行日等)

- 1 この要項は、令和3年(2021年)11月16日から施行する。

附 則

(施行日等)

- 1 この要項は、令和6年(2024年)4月1日から施行する。

附 則

(施行日等)

- 1 この要項は、令和7年(2025年)4月1日から施行する。

別 表 1 (第2条関係)

分野	日本標準産業分類			
	大分類	中分類	小分類	細分類
自動車 関連	製造業	プラスチック製品製造業	工業用プラスチック製品製造業	電気機械器具用プラスチック製品製造業
				輸送機械器具用プラスチック製品製造業
				その他の工業用プラスチック製品製造業
				工業用プラスチック製品加工業
			その他のプラスチック製品製造業	他に分類されないプラスチック製品製造業
		ゴム製品製造業	タイヤ・チューブ製造業	自動車タイヤ・チューブ製造業
			ゴムベルト・ゴムホース・工業用 ゴム製品製造業	工業用ゴム製品製造業
			その他のゴム製品製造業	他に分類されないゴム製品製造業
		なめし革・同製品・毛皮 製造業	工業用革製品製造業	工業用革製品製造業
			その他のなめし革製品製造業	その他のなめし革製品製造業
		窯業・土石製品製造業	ガラス・同製品製造業	板ガラス加工業
				その他のガラス・同製品製造業
			その他の窯業・土石製品製造業	他に分類されない窯業・土石製品製造業
		金属製品製造業	洋食器・刃物・手道具・金物類製 造業	その他の金物類製造業
			金属素材材製品製造業	アルミニウム・同合金プレス製品製造業
				金属プレス製品製造業
			金属被膜・彫刻業・熱処理業	金属製品塗装業
				溶融めっき業
				電気めっき業
				金属熱処理業
				その他の金属表面処理業
			ボルト・ナット・リベット・小ね じ・木ねじ等製造業	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ね じ等製造業
			その他の金属製品製造業	金属製スプリング製造業
				他に分類されない金属製品製造業
		電気機械器具製造業	産業用電気機械器具製造業	内燃機関電装品製造業
				その他の産業用電気機械器具製造業
			電池製造業	蓄電池製造業
		輸送用機械器具製造業	自動車・同附属品製造業	自動車製造業
				自動車車体・附随車製造業
				自動車部分品・附属品製造業
			その他の輸送用機械器具製造業	他に分類されない輸送用機械器具製造業
半導体 関連	製造業	生産用機械器具製造業	半導体・フラットパネルディスプ レイ製造装置製造業	半導体製造装置製造業
				フラットパネルディスプレイ製造装置製 造業
			その他の生産用機械・同部分品製 造業	真空装置・真空機器製造業
				ロボット製造業
				他に分類されない生産用機械・同部分品製 造業

		電気機械器具製造業	電子応用装置製造業	その他の電子応用装置製造業
			その他の電気機械器具製造業	その他の電気機械器具製造業
		情報通信機械器具製造業	通信機械器具・同関連機械器具製造業	その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業
			電子計算機・同附属装置製造業	電子計算機製造業
				パーソナルコンピュータ製造業
				外部記憶装置製造業
				印刷装置製造業
				表示装置製造業
				その他の附属装置製造業
		電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子デバイス製造業	電子管製造業
				光電変換素子製造業
				半導体素子製造業
				集積回路製造業
				液晶パネル・フラットパネル製造業
			電子部品製造業	抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業
				音響部品・磁気ヘッド・小型モータ製造業
				コネクタ・スイッチ・リレー製造業
			記録メディア製造業	半導体メモリメディア製造業
			電子回路製造業	電子回路基板製造業
				電子回路実装基板製造業
			ユニット部品製造業	電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業
				その他のユニット部品製造業
			その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業
		その他の製造業	他に分類されない製造業	他に分類されないその他の製造業
新エネルギー・次世代素材関連	製造業	電気機械器具製造業	電池製造業	蓄電池製造業
			その他の電気機械器具製造業	その他の電気機械器具製造業
		輸送用機械器具製造業	自動車・同附属品製造業	自動車製造業
				自動車車体・附随車製造業
				自動車部分品・附属品製造業
			その他の輸送用機械器具製造業	他に分類されない輸送用機械器具製造業
		生産用機械器具製造業	基礎素材産業用機械製造業	化学機械・同装置製造業
			半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業	半導体製造装置製造業
				フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
			その他の生産用機械・同部分品製造業	他に分類されない生産用機械・同部分品製造業
		電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子デバイス製造業	半導体素子製造業
				液晶パネル・フラットパネル製造業
			その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

		電気機械器具製造業	電気計測器製造業	
			その他の電気機械器具製造業	
		プラスチック製品製造業	プラスチック成形材料製造業	廃プラスチック製品製造業
		ゴム製品製造業	その他のゴム製品製造業	再生ゴム製造業
		その他の製造業	他に分類されない製造業	他に分類されないその他の製造業
ＩＴ・コ ンテンツ 関連	製造業	情報通信機械器具製造業	通信機械器具・同関連機械器具製造業	その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業
	情報通信業	情報サービス業	ソフトウェア業	受託開発ソフトウェア業
				組込みソフトウェア業
				パッケージソフトウェア業
				ゲームソフトウェア業
		情報処理・提供サービス業		情報処理サービス業
				その他の情報処理・提供サービス業
食品・バ イオ関連 （医療、 健康、農 業等）	製造業	食料品製造業		
		飲料・たばこ・飼料製造業		
		生産用機械器具製造業	生活関連産業用機械製造業	食品機械・同装置製造業
		電気機械器具製造業	電子応用装置製造業	医療用電子応用装置製造業
			電気計測器製造業	医療用計測器製造業
		業務用機械器具製造業	医療用機械器具・医療用品製造業	医療用機械器具製造業
				歯科用機械器具製造業
				医療用品製造業
				歯科材料製造業
		化学工業	医薬品製造業	医薬品原薬製造業
				医薬品製剤製造業
				生物学的製剤製造業
				生薬・漢方製剤製造業
				動物用医薬品製造業
			その他の化学工業	農薬製造業
		その他の製造業	他に分類されない製造業	試薬製造業
				他に分類されないその他の製造業

別 表２（第３条関係）

稼働開始期日を延長できる期間は次のとおり

稼働開始期日を延長できる期間	対象企業
稼働開始期日から最長１年間	災害発生日以前に第４条に基づく認定を受けており、稼働開始期日までに期日延長の申出書（以下「申出書」という。）を提出した企業

- ※ 申出書には、雇災証明書を添付するものとする（雇災証明書の添付ができない場合は、市町村が発行する被災証明書を添付するものとする。さらに被災証明書も添付できない場合は、被災状況等が分かる写真を添付するものとする。）。
- ※ 申出書には、被災した施設又は設備について、工事請負業者や機器保守点検メーカーからの「施設・設備の復旧に要する期間についての証明書（以下「証明書」という。）」を添付するものとする（証明書の添付ができない場合は、施設・設備の復旧に要する期間が確認できる書類を添付するものとする。）。